

高石市 子ども・子育て会議

第8回

令和元年11月20日



天女の住まう街
TAKAISHI CITY

第 8 回 高石市子ども・子育て会議次第

日 時 令和元年 11 月 20 日（水）
午前 10 時 00 分から
場 所 高石市役所本館 2 階正庁北会議室

1. 開 会

2. 委員、事務局の紹介

3. 会長の挨拶

4. 案 件

- (1) 第 2 期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) ニーズ調査結果の概要について
- (3) 高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について
- (4) その他（スケジュールなど）

【配布資料】

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料 1 | 次第 |
| 資料 2 | 高石市子ども・子育て会議条例 |
| 資料 3 | 高石市子ども・子育て会議委員名簿 |
| 資料 4 | 高石市子ども・子育て会議傍聴要綱 |
| 資料 5 | 第 2 期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 資料 6 | ニーズ調査結果の概要について |
| 資料 7 | 高石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について |

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料別紙 | 高石市子ども・子育て支援事業計画の冊子 |
| | 高石市 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査結果報告書 |

○高石市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 3 日

条例第 20 号

改正 平成 27 年 12 月 16 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 児童福祉又は学校教育の関係者

(3) 公共的団体の関係者

(4) 市民のうちから委員として市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(平27条28・一改)

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続き
その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にか
かわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月16日条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高石市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

所属・役職等	氏 名
学識経験者	畠 中 宗 一
学識経験者	中 西 利 恵
学識経験者	清 水 益 治
公立保育所所長	太 田 員 代
私立認定こども園園長	土 師 一 仁
公立幼稚園園長	藤 原 淑 子
私立認定こども園園長	中 川 千 嘉 子
公立小学校校長	末 本 裕 喜
民生委員・児童委員協議会	川 村 千 春
社会福祉協議会	山 崎 雅 雄
事業者	隈 元 英 輔
保護者	岡 本 佳 子
保護者	村 井 香
保護者	村 上 幸
保護者	吉 寛 子

高石市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号）第8条の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議の議長（以下「議長」という。）が会議に諮り、公開しないと決定したときは、この限りではない。

- (1) 高石市情報公開条例（平成12年高石市条例第19号）第7条及び第8条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、別に定める運用基準に基づく決定を受けた後、係員の指示によって傍聴席に着かなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は10名とする。

(傍聴の禁止)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者
- (2) 審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) その他議長が審議運営に支障をきたすおそれがあると判断した者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。
- (3) 傍聴席において録音、撮影等をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 委員の言論に対し批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴者がこの要綱に違反したと認めたときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

高石市子ども・子育て会議における傍聴に関する運用基準

1. 会議の開催日程は、原則として開催日の1週間前までに高石市行政資料コーナーに掲示する。
2. 傍聴者の受付は、会議開催10分前から開催時間までとし、傍聴希望者は、受付簿(別紙様式)に氏名、住所を記載する。
3. 傍聴希望者が10名を超えたときは、抽選により傍聴者を決定する。

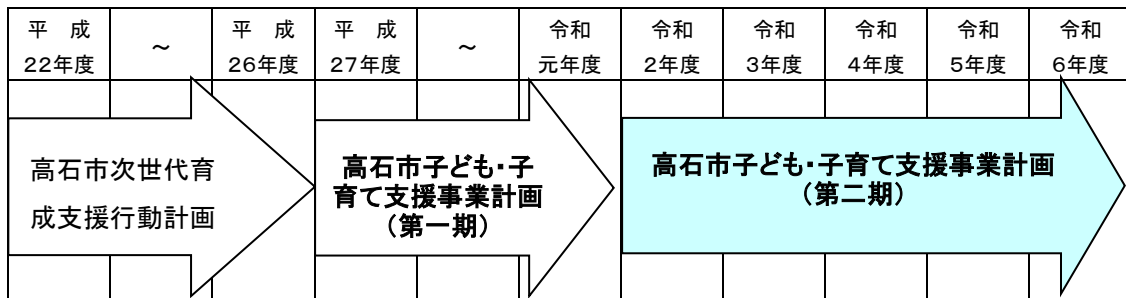


第2期高石市子ども・子育て支援事業計画 の策定について

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針に則して、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされています。

各市町村においては、平成 27 年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が令和元年度であることから、令和 2 年度を始期とする第 2 期の支援事業計画を改めて作成する必要があります。



【参考：子ども・子育て支援法】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に則して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「高石市総合計画」の部門別個別計画として位置付けられるとともに、本市の関連する個別計画との整合・調和を図りながら策定するものです。

[計画の基本となる理念：子ども・子育て支援法第二条より]

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全てのこどもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

3 主な業務のスケジュール

【平成 30 年度スケジュール】

(月)	平成 30 年度		
	1	2	3
現行計画の進捗状況の確認			
調査票検討			
調査票配布・回収			
調査の集計・分析			
子ども・子育て会議	○		

【令和元年度スケジュール予定】

(月)	令和元年（平成 31 年）度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現行計画の進捗状況の確認												
需要量・目標量の推計・設定												
計画素案の検討・作成												
パブリックコメント												
計画書の作成・印刷												
子ども・子育て会議								○		○		

※上記のスケジュールは、現時点での予定であり、今後の進捗により変更となる場合があります。



ニーズ調査結果の概要について

調査の概要について

1 調査目的

本調査は、「高石市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和2年3月末で終了することから、市内にお住まいの小学校入学前（0～5歳児）のお子さんがおられるご家庭、小学生のお子さんがおられるご家庭を対象に、市民のみなさまの子育てやサービスに関する状況や利用希望、ご意見等をうかがい、子育てのニーズを把握し、次期計画の作成に反映するとともに、今後の市の子育て支援施策の充実に活用することを目的として実施したものです。

2 実施要領

調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
市内在住 小学校入学前（0～5歳児）のお子さんがおられるご家庭	2,376 件 (すべての世帯)	999 件	42.0%	平成31年 2月14日～ 平成31年 2月28日	郵送配布・回収
市内在住 小学生のお子さんがおられるご家庭	1,299 件 (無作為抽出)	1,040 件	80.1%	平成31年 2月20日～ 平成31年 2月28日	小学校を通して の配布・回収